

令和5年4月

一般社団法人日本厨房工業会 会員の皆様へ

令和5年度

団体賠償責任保険制度のご案内

このパンフレットは重要な事柄を記載しています。
必ずご一読ください。

お知らせ

制度1－生産物賠償責任保険（PL）保険－、制度2－請負業者賠償責任保険－の
パターン名の見直しを行いました。ご注意ください。

※令和4年度に、制度1－生産物賠償責任（PL）保険－、制度2－請負業者賠償責
任保険－に新たなプランが追加されました。詳細は8ページをご確認ください。

申込締切日：令和5年5月31日（水）

保 险 期 間：令和5年7月10日から1年間
(ご契約期間)

締切日までにお申込ください

一般社団法人 日本厨房工業会

もくじ

I.	団体賠償責任保険制度の内容	1
II.	団体賠償責任保険制度への 加入資格	5
III.	保険期間(ご契約期間)および 保険金お支払いの対象となる事故	6
IV.	お支払いする保険金	7
V.	支払限度額 (お支払いする保険金の限度額)	8
VI.	保険料	9
VII.	加入事務手続き	11
VIII.	ご注意事項	13
IX.	事故発生の場合	15
X.	制度1(P.L.保険)の 補償内容に関するQ&A	16
XI.	お支払いする保険金および 費用保険金のご説明	17

I. 団体賠償責任保険制度の内容

この制度には4つの保険制度があります。 [制度1:生産物賠償責任(PL)保険 制度2:請負業者賠償責任保険
制度3:海外PL保険 制度4:施設所有(管理)者賠償責任保険]

国内での**製造・販売・仕事の結果**に起因する損害賠償責任に備えるのが「**制度1**」(生産物賠償責任(PL)保険)、国内での**設置作業中・修理作業中・メンテ作業中の過失**に起因する損害賠償責任に備えるのが「**制度2**」(請負業者賠償責任保険)、海外へ輸出した製品に起因する損害賠償責任に備えるのが「**制度3**」(海外PL保険)、事務所や店舗等の**施設所有・管理に起因する**損害賠償責任に備えるのが「**制度4**」(施設所有(管理)者賠償責任保険)です。いずれの保険も法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。制度により補償される範囲が異なりますので、業務実態にマッチした必要な補償をご選択ください。

詳しくは17~23ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。
※「海外PL保険」の正式保険種目名は「海外生産物賠償責任保険」です。

制 度 1 – 生産物賠償責任(PL)保険 –

補 償 内 容

(1) いわゆる製品の欠陥によるPL事故に対応

被保険者(補償の対象となる方)が**製造または販売した厨房機器**に欠陥があり、その結果発生したPL事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

- (例) 1. 製造した調理器のバーナーに欠陥があつて火災事故が発生した。
2. 製造したスライサーの刃が欠陥品であったため、破損して飛び散り、周囲の人々にケガをさせた。
3. ユーザーが製品使用中に事故が発生し、取扱説明書の不備が原因として損害賠償責任を負うべきであると判断された。

(2) 引渡しや工事完了後に発生した事故に対応

被保険者(またはその工事の下請業者)が行った**厨房機器等の設置、修理、メンテナンス等**の作業やその他の工事に何らかのミスがあった結果、工事や引き渡し完了後に発生した事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

- (例) 1. 厨房機器の設置工事でうっかりボルトを締め忘れたまま工事を完了した。後日、機器が落下し、下にいた調理人がケガをした。
2. 機器の分解修理を行ったが、組み立てを誤って納品てしまい、その後火災の原因となった。
3. メンテナンス手順を誤り、不良部品の交換を見落として引渡しを行った。その後、これを原因としてガス中毒事故が発生した。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・生産物または仕事の目的物の損壊自体による損害賠償責任
(事故を起こした製品の代金、交換する新製品の代金、工事のやり直し費用等は対象となりません)
 - ・被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または引渡した物や行った仕事の結果による損害賠償責任
 - ・法律上の損害賠償責任がない場合
(見舞金等の法律上の損害賠償責任が発生しない場合の支払いは対象とはなりません)
 - ・生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の措置に要した費用
 - ・他人との約定により加重された損害賠償責任
- など

※上記は主な場合です。詳細については17・18ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」、16ページのQ&A、取扱代理店へのお問い合わせ等でご確認ください。

制度 2 －請負業者賠償責任保険－

補 償 内 容

工事中に発生する事故に対応

被保険者（またはその工事の下請業者）が行う厨房機器の設置、修理、メンテナンス等の作業やその他の工事の最中に発生した賠償事故による法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

- (例)
1. 機器の設置工事中にガス管を破損させてしまい、ガス爆発事故が発生。通行人や隣家に損害を与えた。
 2. 機器を設置するために玄関から入れようとしたところ、機器をぶつけ戸口に傷をつけてしまった。
 3. 機器を修理中、誤って工具を落とし、内装に損傷を与えた。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・法律上の損害賠償責任がない場合
(見舞金等の法律上の損害賠償責任が発生しない場合の支払いは対象とはなりません)
- ・仕事の終了または引渡しの後、この仕事に欠陥があったため生じた事故による損害
(これらの事故は「制度1（生産物賠償責任（PL）保険）」で補償されます)
- ・被保険者が他人から借用または受託した工具、機械、資材その他の財物に発生した損害
- ・発注者その他の者より支給された資材その他の支給品に発生した損害
- ・運送・荷役・撤去・移設の目的物および寄託契約に基づく受託物（修理・加工を目的とする受託物を含みます）に発生した損害
- ・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任
- ・作業の拙劣や、誤認、選択の誤り、取り違え等による作業対象箇所の誤り・作業内容の誤り・仕上不良によって生じた当該部分の損害
(穴のあけ違い、ペンキの塗り間違い等) など

※上記は主な場合です。詳細については19・20ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」、取扱代理店へのお問合せ等でご確認ください。

施工を行っている場合には、上記「制度2（請負業者賠償責任保険）」がお役に立ちます。是非ともご加入をご検討ください。

制度 3 －海外PL保険－

補償内容

海外で発生したPL事故に対応

被保険者が海外に厨房機器を輸出した場合、その製品の欠陥に起因して発生した海外におけるPL事故に対する損害賠償金や争訟費用に対応します。

- (例) 1. 香港のホテルに納めた厨房機器に欠陥があり、PL事故が発生した。
2. 工場プラントに組み込まれてアメリカに渡った厨房機器に欠陥があり、それが原因となったPL事故が発生した。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・労働者災害補償法、雇用保険法もしくは就業不能給付法またはこれに類した法律によって被保険者が課せられた損害賠償責任
- ・被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する損害賠償責任
- ・生産物またはその一部から生じたその生産物自体の損壊に起因する損害賠償責任
- ・生産物または生産物と一緒になす財物に「欠陥」があることが判明した場合、またはその疑いがある場合のリコール措置に関する損害賠償責任
- ・契約により加重された損害賠償責任
- ・土地、汚染物質の溢出^{いつ}、漏出、移動、放出または流出に関する損害賠償責任
- ・罰金、違約金、懲罰的賠償金
- ・原子力事故に起因する損害賠償責任
- ・地震・噴火・津波に起因する損害賠償責任
- ・アスベスト（石綿）に起因する損害賠償責任
- ・職業性疾病に起因する損害賠償責任
- ・医療行為に起因する損害賠償責任
- ・航空機製品に起因する損害賠償責任
- ・生産物の使用により、製造・生産される財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・戦争、暴動、反乱、革命、政権奪取等に起因する損害賠償責任

など

※上記は主な場合です。詳細については21ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」、取扱代理店へのお問い合わせ等でご確認ください。

製品の輸出を行っている場合には、上記「制度3（海外PL保険）」が必要となるケースが想定されます。是非ともご加入をご検討ください。

※「海外PL保険」は、海外生産物賠償責任保険のペットネームです。

制度 4 －施設所有(管理)者賠償責任保険－

補 償 内 容

管理する施設の欠陥や従業員の業務上の賠償事故に対応

被保険者が管理する工場や事業所におけるその施設の欠陥により法律上の損害賠償責任やその施設を拠点とした仕事の遂行に起因する事故による法律上の損害賠償責任に対応します。

- (例) 1. 工場内で製品が荷崩れして、納入業者にケガをさせた。
2. 従業員がコーヒーをこぼしてしまい、来客の衣類を汚した。
3. 営業社員が見本として持ち出した厨房機器を客先に持ち込む際、玄関ドアにぶつけてしまい、ドアにキズをつけてしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・工事中の事故を原因とした損害賠償責任
(これらの事故は制度2「請負業者賠償責任保険」で補償されます)
- ・法律上の損害賠償責任がない場合
(見舞金等の法律上の損害賠償責任が発生しない場合の支払いは対象とはなりません)
- ・施設内において他人から預かった財物に対する損害賠償責任
- ・加入したその会員およびその下請業者の同一世帯の親族に対する損害賠償責任
- ・業務に従事中の従業員の身体障害に対する損害賠償責任
- ・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任
- ・自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

※上記は主な場合です。詳細については22・23ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」、取扱代理店へのお問い合わせ等でご確認ください。

業態別おすすめ加入一覧

		業 態			
		製造 のみ	販売 のみ	製造・ 設置作業・ 修理作業・ メンテ作業	製造・ 設置作業等・ 海外輸出
制 度	制度1 (生産物賠償責任(PL)保険)	○	○	○	○
	制度2 (請負業者賠償責任保険)			○	○
	制度3 (海外PL保険)				○
	制度4 (施設所有(管理)者賠償責任保険)			○	

*制度4は業態にかかわらず、事務所を持っている場合はご加入をおすすめします。

II. 団体賠償責任保険制度への加入資格

この保険制度は、一般社団法人日本厨房工業会が保険契約者となる団体契約です。

工業会の会員企業であれば加入〔被保険者（補償の対象となる方）〕資格があります。

制度別の被保険者は、下表をご参照ください。

また、制度1（生産物賠償責任（PL）保険）、制度3（海外PL保険）については、子会社等を被保険者に追加することもできます。（追加被保険者）追加被保険者がある場合は、取扱代理店までお申し出ください。別途手続きをご案内いたします。

★ 保険期間中途で被保険者を追加する場合には、取扱代理店までお申し出ください。

★ LPガス業者は被保険者となることはできません。

制度別被保険者	制度1(生産物賠償責任(PL)保険)	加入会員
		加入会員および個別に設定した企業
	制度2(請負業者賠償責任保険)	加入会員および工事下請業者
	制度3(海外PL保険)	加入会員および個別に設定した企業
	制度4(施設所有(管理)者賠償責任保険)	加入会員

III. 保険期間(ご契約期間)および保険金お支払いの対象となる事故

① 保険期間

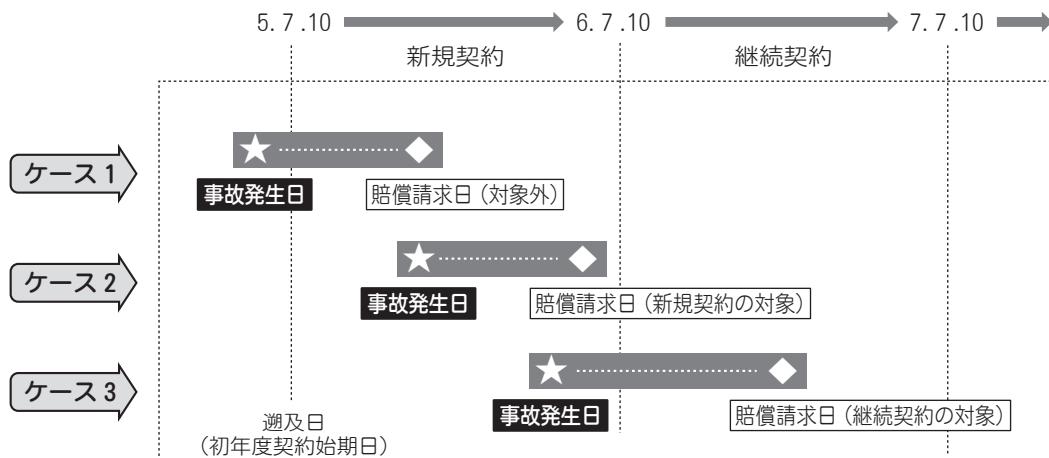
- 制度 1、2、4 ……令和5年7月10日午後4時から令和6年7月10日午後4時とします。
- 制度 3……………令和5年7月10日午前0時01分から令和6年7月10日午前0時01分とします。

② 保険金受取の対象となる事故

- 制度 1、3 (損害賠償請求ベース)

初年度契約始期日（遡及日）以降、賠償請求の原因となった事故が発生したもので、かつ上記保険期間中に賠償請求を受けた事案が補償の対象となります。なお、事故の原因となつた製品等が「製造された時」や「販売された時」は問いません。

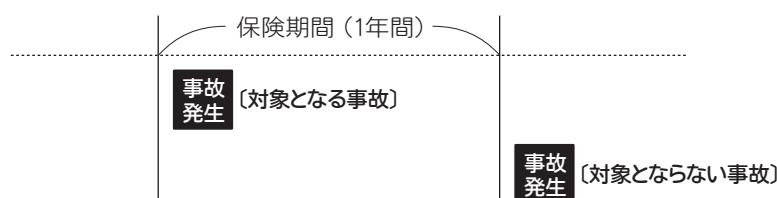
〈令和5年度に初めてご加入された場合〉



補償を継続するためには毎年の更新が必要です。当制度は毎年当工業会が募集いたします。

- 制度 2、4 (事故発生ベース)

上記保険期間中に発生した事故が補償の対象となります。



IV. お支払いする保険金

〈1〉制度1 (生産物賠償責任(PL)保険)、2 (請負業者賠償責任保険)、4 (施設所有(管理)者賠償責任保険) の場合

①法律上の損害賠償責任の額 (以下「損害賠償金」といいます)

次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。

- ・身体障害 (対人) 事故: 治療費、慰謝料、逸失利益等
- ・財物損壊 (対物) 事故: 修理代等

②損害防止費用

事故発生の後、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益な費用をお支払いします。

③権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用

応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の同意を得た費用をお支払いします (結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします)。

⑤協力費用

被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。

⑥争訟費用

被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟、仲裁、和解などの費用 (弁護士費用も含みます) をお支払いします。

〈2〉制度3 (海外PL保険) の場合

①損害賠償金

次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。

- ・身体障害 (対人) 事故: 治療費、慰謝料、逸失利益等
- ・財物損壊 (対物) 事故: 修理代等
- ・ただし、罰金、違約金、懲罰的賠償金 (これに類似するものを含みます) を除きます。

②争訟費用

訴訟にかかる費用、弁護士報酬等解決に要した費用。なお、提起された訴訟において被保険者が損害賠償責任を負わない場合であっても、防御に要する争訟費用をお支払いたします。

③差押解除ボンドの費用

④協力費用

訴訟の調査、防御のため引受保険会社に協力するため被保険者が負担した費用で、引受保険会社が妥当と認める費用。1日につき250米ドルまでの収入補償も対象となります。

⑤応急手当費用

身体障害の応急手当として被保険者が負担した費用。

※上記①から⑤を合算して、ご契約の支払限度額が限度となります。

V. 支払限度額（お支払いする保険金の限度額）

(1) 制度1 【生産物賠償責任（PL）保険】

☆パターンa

- 1) 対人事故1名につき5億円。対人事故、対物事故あわせて1事故・保険期間中10億円
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

☆パターンb

- 1) 対人事故1名につき2億円。対人事故、対物事故あわせて1事故・保険期間中5億円
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

☆パターンc

- 1) 対人事故1名につき1億円。対人事故、対物事故あわせて1事故・保険期間中2億円
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

(2) 制度2 【請負業者賠償責任保険】

☆パターンa

- 1) 対人事故1名につき2億円。対人事故、対物事故あわせて1事故5億円
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

☆パターンb

- 1) 対人事故1名につき1億円。対人事故、対物事故あわせて1事故2億円
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

(3) 制度3 【海外PL保険】

- 1) 対人事故および対物事故あわせて1事故・保険期間中300万ドル
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

(4) 制度4 【施設所有（管理）者賠償責任保険】

- 1) 対人事故1名につき1億円。対人事故、対物事故あわせて1事故2億円
- 2) 免責金額（自己負担額）はありません。

(5) 支払限度額（ご契約金額）一覧

※昨年度とパターン名が異なります。ご注意ください。

		支 払 限 度 領			免責金額	
		対 人	対人・対物共通			
		1 名	1 事故	保険期間中		
制度1 (PL)	パターンa	5億円	10億円	10億円	なし	
	パターンb	2億円	5億円	5億円		
	パターンc	1億円	2億円	2億円		
制度2 (請負)	パターンa	2億円	5億円	設定なし	なし	
	パターンb	1億円	2億円	設定なし		
制度3		300万ドル				
制度4		1億円	2億円	設定なし		

＜補償の手厚いプランを追加しました＞

VI. 保険料

制度1 「生産物賠償責任(PL)保険」

パターンa 対人1名につき5億円 対人・対物共通1事故・保険期間中10億円

年間国内総売上高実績	保険料算出式
2億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 2.83
2億円超 ~ 5億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 1.55 + 25,460 円
5億円超 ~ 10億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.88 + 59,410 円
10億円超 ~ 30億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.74 + 73,560 円
30億円超 ~ 80億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.40 + 175,390 円
80億円超 ~ 200億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.28 + 265,920 円

パターンb 対人1名につき2億円 対人・対物共通1事故・保険期間中5億円

年間国内総売上高実績	保険料算出式
2億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 2.15
2億円超 ~ 5億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 1.18 + 19,330 円
5億円超 ~ 10億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.67 + 45,100 円
10億円超 ~ 30億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.56 + 55,840 円
30億円超 ~ 80億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.30 + 133,150 円
80億円超 ~ 200億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.21 + 201,870 円

パターンc 対人1名につき1億円 対人・対物共通1事故・保険期間中2億円

年間国内総売上高実績	保険料算出式
2億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 1.59
2億円超 ~ 5億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.88 + 14,310 円
5億円超 ~ 10億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.49 + 33,400 円
10億円超 ~ 30億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.41 + 41,350 円
30億円超 ~ 80億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.22 + 98,600 円
80億円超 ~ 200億円以下	年間国内総売上高実績 (イ) 円 ÷ 10,000 × 0.16 + 149,480 円

イ=年間国内総売上高実績（最近の決算時点）

*売上高が200億円超の場合は別途算出いたしますので、取扱代理店までお問い合わせください。

制度2 「請負業者賠償責任保険」

パターンa：対人1名につき2億円 対人・対物共通1事故 5億円
パターンb：対人1名につき1億円 対人・対物共通1事故 2億円

保険料算出式（規模に係わらず）	
パターンa	年間工事売上高実績（口）円 × 0.122%
パターンb	年間工事売上高実績（口）円 × 0.106%

□=年間工事売上高実績（最近の決算時点）

制度3 「海外PL保険」

対人・対物共通 300万ドル

保険料算出式（規模に係わらず）	
(北米向輸出高実績(ハ)円 × 1.2% + 360,000円)	+
(北米以外輸出高実績(ニ)円 × 0.24% + 120,000円)	

※北米保険料とその他地域保険料の合計です。

ハ=北米向輸出高実績（最近の決算時点）

ニ=北米以外輸出高実績（最近の決算時点）

制度4 「施設所有（管理）者賠償責任保険」

対人1名につき1億円 対人・対物共通1事故 2億円

保険料算出式（規模に係わらず）	
年間国内総売上高実績(イ)円 × 0.0024%	

イ=年間国内総売上高実績（最近の決算時点）

VII. 加入事務手続き

1. 加入手続き

- (1) P.9・10の保険料算出式により今年度の保険料を算出してください。
- (2) 加入申込票を記入し、申込み締切日（5月31日）までに取扱代理店宛に返送します。同時に保険料をP.12記載の振込先にお振込みください。
- (3) 令和5年7月10日より補償がスタートします。（制度1、2、4→午後4時～、制度3→午前0時1分～）
- (4) 対象製品、対象工事を特定する場合や、既存契約があつて保険期間の調整が必要な場合は、直接取扱代理店もしくは、引受保険会社の問合せ先に事前に連絡してください。
※厨房機器以外も補償対象に含める場合は、事前に取扱代理店にご連絡ください。
(例：厨房機器設置と同時に工事、納入した空調機械 等)

2. 保険料の計算方法

以下の手順に従い保険料を計算します。加入申込票に記入してください。

●手順① →加入希望制度を決定

制度1のパターンa、b、c、制度2のパターンa、b、制度3、制度4について希望するものを選択。

●手順② →売上高（円）を記入（加入を希望する制度に対応する以下の売上高を記入。）

制度1 → 年間国内総売上高実績（最近の決算時点）
制度2 → 年間工事売上高実績（最近の決算時点）
制度3 → 北米向輸出高実績（最近の決算時点）
→ 北米以外輸出高実績（最近の決算時点）
制度4 → 年間国内総売上高実績（最近の決算時点）

* 最近の決算時点の売上高・輸出高をご記入ください。

●手順③ →保険料算出計算式

制度1(生産物賠償責任(PL)保険)保険料

P.9記載の保険料算式のうち、貴社の年間国内総売上高実績に該当する算式の「イ」に売上高実績（円）をあてはめて算出してください。

☆年間国内総売上高実績が200億円を超える場合は別計算となりますので、取扱代理店または引受保険会社まで別途、ご連絡ください。

$$\text{制度2 (請負業者賠償責任保険) 保険料} = \text{年間工事売上高実績(円)} \times 0.122\% \text{ (パターンa)}$$

もしくは $\times 0.106\% \text{ (パターンb)}$
(P.10参照)

制度3(海外PL保険)保険料 = (北米向輸出高実績(円) × 1.2% + 360,000円) +
(北米以外輸出高実績(円) × 0.24% + 120,000円)
※北米保険料とその他地域保険料の合計です。

(☆海外輸出高実績(円)が10億円を超える場合は別計算となりますので、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。) (P.10参照)

制度4(施設所有(管理)者賠償責任保険)保険料 = 年間国内総売上高実績(円)
× 0.0024%
(P.10参照)

●手順④ →制度ごとの保険料を累計

今年度保険料=制度1保険料+制度2保険料+制度3保険料+制度4保険料

※保険料は制度ごとに1円単位を四捨五入し、10円単位としてください。

◆保険料振込先

銀行名	みずほ銀行 芝支店
口座番号	普通預金口座 2339489
口座名義人	一般社団法人 日本厨房工業会

☆保険料のお振込は令和5年5月31日(水)が締切です。必ずこの日までにお振込みをお願いします。

☆振込手数料は加入者負担です。保険料より差し引かないでください。

◆加入申込票送付・お問合わせ先

☆加入申込票は下記住所宛、返信用封筒にてご送付ください。(宛名印刷済み)

令和5年5月31日(水)募集締切日必着でお願いします。

☆このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

◎取扱代理店

MSK保険センター 商工サービス営業部

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル5階

〔担当〕根岸 正典

T E L : 03-3538-6180 F A X : 03-3538-6188

※令和5年5月に移転予定

VIII. ご注意事項

- (1) 法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金が支払われます。
- (2) 毎年補償を継続するためには毎年1回の継続手続きが必要です。当制度については毎年ご案内いたします。保険料は保険期間（ご契約期間）の1年分です。
- (3) 対象製品は、被保険者が製造・販売したすべての厨房製品、対象工事は、すべての工事（厨房工事にとどまりません）を対象とすることを原則とします。
☆いずれかのものを対象外とすることを希望する場合は取扱代理店までご相談ください。
- (4) 設置、修理等の工事において、皆様が発注した下請業者を追加被保険者として補償します。ただし、LPガス業者は除きます。
- (5) 制度1、2については補償の限度額をパターンより選択することができます。パターンにより保険料が異なります。
- (6) この契約には保険料確定特約（確定保険料方式の包括契約特約）がセットされています。保険料はお申込時点で把握可能な最近決算売上高（保険料算出の基礎数値）をベースに算出します。したがって、毎年継続のつど、保険料は変動することになります。
この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の売上高を基に算出した保険料を払い込みいただきます。
(注) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 - 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合（注）には、この特約はセットできません。
- (注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明かな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。（一部商品を除きます）
※保険契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- ※中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。
- (7) 売上高の申告につきましては自己申告としています。
前年度の決算売上高・輸出高を正確に申告してください。（前年度と同じ売上高の場合、決算書等の資料の提出をお願いする場合があります）
- (8) 制度1、2、4は日本国内で発生した事故のみ対象となります。制度3は日本以外の海外で発生した事故のみ対象です。
- (9) 次の通知事項が発生するときは、あらかじめ保険契約者である団体等または取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。

通知事項

- ①施設の用途を変更する場合
- ②施設が増える場合
- ③生産物または仕事・業務を変更する場合
- ④新しい仕事・業務を開始する場合
- ⑤保険料を精算しないご契約（注1）の場合で、保険料算出の基礎（注2）を変更する場合
(注1) 保険料確定特約がセットされている場合を除きます。
(注2) 施設の面積、座席数、収容人数、定員数、延長距離、容量、保管台数、エレベーター・エスカレーターの台数、個別工事の請負金額等をいいます。
- ⑥ご加入時にご提出いただいた付属書類等の記載内容に変更が生じる場合
- ⑦上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますのでご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約者である団体等または取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。

・譲渡、売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合

上記に該当しない場合でも、加入依頼書記載事項に変更が発生した場合は、ご契約者である団体等または取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。

- (10) 生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者と示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

- (11) 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- (12) この保険は、一般社団法人日本厨房工業会を保険契約者とし、一般社団法人日本厨房工業会会員を被保険者（補償の対象となる方）とする生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険および海外PL保険（英文一般賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款）の団体契約です。賠償責任保険普通保険約款および生産物特別約款、請負業者特別約款、施設所有（管理）者特別約款、一般賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款、保険証券は保険契約者（一般社団法人 日本厨房工業会）に交付されます。
- (13) 加入申込票に記載されている各項目については正しくご記入ください。特にご加入コース、共通・個別記載事項、保険料算出の基礎、同種の他の保険契約の有無については再度ご確認ください。※印の項目について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。
- (14) 引受保険会社は保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料は必ずお申込みと同時に払い込みくださいますようお願いいたします。
- (15) 加入者証は大切に保管ください。
- (16) クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について
この保険は契約お申し込みの撤回等（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

ご加入いただくお客様へのお願い

- ご契約の内容は、賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約によりますので、具体的な補償内容等の詳細につきましては、賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約をご参照ください。
- 他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になりますことがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

また、ご不明な点については、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

会員の方には、ご加入後、加入者証とともに、加入した制度の約款を郵送いたします。

IX. 事故発生の場合

万一、事故が発生した場合はまず「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」までご連絡ください。

事故処理は引受保険会社のアドバイスや協力を得ながらすすめてください。

※事故の相談等については「ガス石油機器PLセンター」(裏表紙参照)でも応じています。

1. 万一、事故が発生したら

(1) **まず、被害者から状況を詳しく聞いてください。**

事故発生日時、発生場所、発生状況、被害内容、製品名・製造番号等を必ず聞いてください。

(2) **「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」0120-985-024(無料)**

(携帯電話・PHSからでもご利用いただけます。IP電話からは 0276-90-8852 (有料)におかけください。受付時間：24時間365日)に連絡してください。

制度3(海外PL保険)は「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業損害サービス部 海外PLサービスセンター」(03-3259-5829 受付時間：9:00~17:00 土、日、祝日休)に連絡してください。

※ご連絡に際しましては、おかげ間違いにご注意ください。

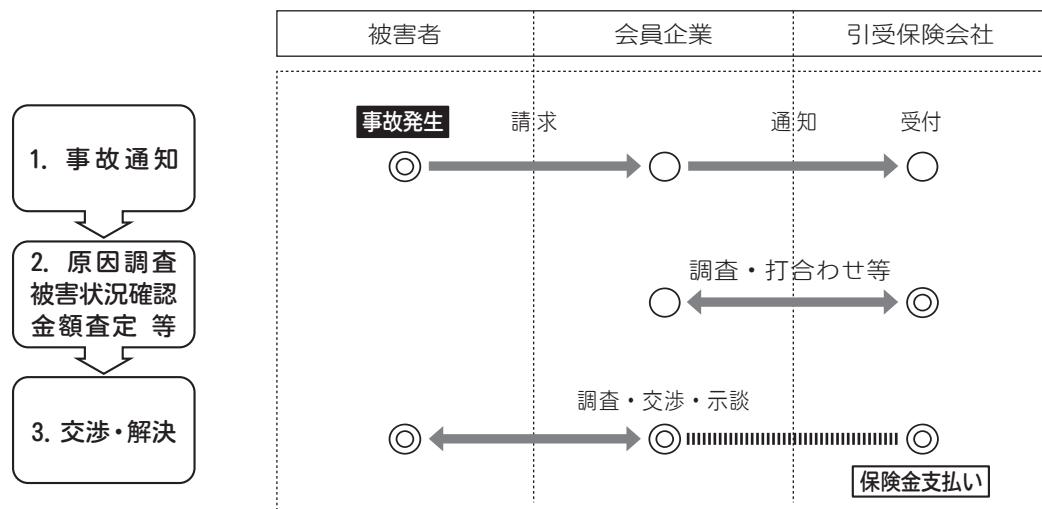
※引受保険会社の承認なしに示談をしないでください。

※ご連絡がない場合それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合がありますのでご注意ください。

(3) 貴社に対して引受保険会社対応先より連絡が入り、事故対応が開始されます。

※事故解決に向け、事故原因調査・被害状況確認・請求内容の査定等を、貴社および引受保険会社双方の協力のもと行います。

2. 事故処理の流れ



3. 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部 営業第二課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19

T E L : 050-3460-0600 F A X : 03-6734-9612

X. 制度1（PL保険）の補償内容に関するQ&A

Q1 製品本体の被害

調理機器に欠陥があり、火災が発生して調理機器本体のみが損傷してしまいました。この賠償補償制度で対象となりますか。

A1 質問のケースでは欠陥があった調理機器本体のみの損害であり、当制度の対象ではありません。なお、対人事故、または他の厨房製品の損害が発生した場合には、生産物・仕事の目的物損壊補償条項により、1事故支払限度額の3%を限度額として調理機器本体の被害も対象となります。

Q2 欠陥の判定

製品に欠陥があるかどうかは難しい問題だと思いますが、誰が判定するのですか。

A2 当工業会では、製品の欠陥に起因する「紛争処理」を行うため、「ガス石油機器PLセンター」に相談・斡旋・裁定に関する業務を委託しておりますので、お気軽にご相談ください。（裏表紙参照）
この他、引受保険会社（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）の事故対応部門の専門家が製品や事故状況を分析し、判定を下しますが、被害者と加害者双方の主張が食い違う場合など、最終的には裁判所の判断を仰ぐ場合もあります。

Q3 裁判および弁護士費用

訴訟が提起された場合は多額の弁護士費用や裁判費用がかかると聞きましたが、この制度でのサポートはありますか。

A3 この賠償補償制度で弁護士費用や裁判費用の支払いが可能です。支払いに関しては引受保険会社の事前の承認が必要です。また、専門弁護士の紹介も受けられます。弁護士費用や裁判費用については、その実費につき、損害賠償金の額と合算して、免責金額を超過した額を支払限度額を限度にお支払いします。

Q4 見舞金の支払い

事故原因について当方に落ち度や欠陥はないのですが、営業上やむなく見舞金を支払う場合があります。これは対象になりますか。

A4 法律上の損害賠償責任がない場合には対象となりませんので、このような場合は支払対象なりません。

Q5 製造販売日、設置工事日

今年製造した製品に10年間PL補償をつけたいのですが、どのようにしたら良いのですか。

A5 製品個々に特定し賠償補償が付帯されているわけではありません。通常の損害保険と同様に10年間この制度を毎年継続してください。

Q6 賠償額に対する実際のお支払い

賠償金が500万円（製造販売した製品である冷蔵庫に欠陥があり、火元となって、冷蔵庫の被害額50万円、その他店舗設備等損害額450万円、対人事故はなし）であった場合、具体的にどのような支払いが行われますか。

A6 法律上の損害賠償責任がこの500万円と確定した場合、基本契約より損害賠償金450万円と生産物・仕事の目的物損壊補償条項から50万円が支払われます。

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)【製造・販売、飲食業等の場合】 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)に起因して生じた偶然な事故</p> <p>(2)【工事や作業を行う事業の場合】 被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の結果に起因して、仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。)または放棄の後、生じた偶然な事故</p> <p>(注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行する他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合(共通)	
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、ブルトンニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任 ・ 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。)について負担する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ・ 完成品(生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・加工品^(注)の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・ 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①医薬品等 ②農薬取締法第2条(定義)に規定する農薬 ③食品衛生法第4条に規定する食品 ・ LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任 <p>(注)次の財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検査書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ④整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ⑤理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 <p>【次の費用を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)など

2-1. 任意にセットできる主な特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要是下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合	
	お支払いの対象となる損害の範囲	お支払いする保険金の額
使用不能損害拡張補償特約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能^(注)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 <p>(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】と同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき100万円が限度となります。 免責金額(自己負担額)は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 	など
生産物自体の補償に関する特約	<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物^(注)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下「事故原因生産物」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。</p>	<p>お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】と同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>
保険金をお支払いできない主な場合		
基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】と同じ		
リコール費用補償特約	<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の費用を負担したことにより被った損害(記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます。)に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。) ③回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。)か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物等の修理費用 ⑤代替品(回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。)の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価(記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします。) ⑦回収生産物等または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑪回収生産物等の廃棄費用 ⑫回収措置の実施により生じる費用で引受保険会社の書面による同意を得たもの 【上記の費用に含まないもの】 ①他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ③回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用 ④正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑤回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑥回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記【お支払いの対象となる損害の範囲】の④から⑧までに規定する費用ならびに⑪および⑫に規定する費用 ⑦日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき300万円を限度として保険金をお支払いします。 免責金額(自己負担額)は基本契約の身体障害の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>
保険金をお支払いできない主な場合		
基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】と同じ		

特約名	特約の主な内容
損害賠償請求ベース特約	<p>基本契約では、保険期間中に発生した事故(他人の身体の障害または財物の損壊)がお支払いの対象となりますが、この特約をセットした場合には、保険期間中になされた損害賠償請求がお支払いの対象となります。ただし、ご契約時に設定した遡及日(通常、引受保険会社との初年度契約の始期日を設定します。)以降に発生した事故に限ります。</p> <p>※この保険契約の開始日において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償請求に対しては、保険金はお支払いできません。</p>

賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>(2) 仕事の遂行のために、被保険者が所有、使用または管理する施設^(注3)に起因する事故</p> <p>(注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいづれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ②上記①のすべての下請負人 ③上記①および②が法人である場合には、その法人の理事、取締役またはその法人の業務を執行する他の機関 ④上記①および②の使用者 ⑤上記①が法人以外の社団である場合には、①の構成員 ⑥上記①が自然人である場合には、①の同居の親族 <p>上記③から⑥までに規定する者については、上記①の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。</p> <p>(注3)仕事を遂行するために設置された仮設事務所、宿舎、倉庫、資材置場その他の仮設物(仕事の有無にかかわらず常設されるものは除きます。)をいい、本社事務所、工事現場は施設に該当しません。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合(共通)
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいづれかに該当する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ③地下水の増減に起因する損害賠償責任 ・被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・航空機、自動車または原動機付自転車(工作車を除きます後記「工作車の取扱い」をご参照ください。)の所有、使用または管理(貨物の積込み、積卸し作業を除きます。)に起因する損害賠償責任

特約等		保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
請負業者特別約款	工作車の取扱い	<p>作業場内^(注1)、作業区間内^(注2)および施設内において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の工作車(ダンプカーを含みません。)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。</p> <p>(注1)仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。</p> <p>(注2)仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】と同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。</p> <p>※自賠責保険等(責任共済を含みます。)^(注3)または自動車保険等(自動車共済を含みます。)により支払われるべき金額の合算額が免責金額より大きい場合は、その合算額が免責金額として適用されます。</p> <p>(注3)自賠責保険等を締結すべき工作車が自賠責保険等に加入していない場合、自賠責保険等から支払われる金額に相当する額をいいます。</p>	—

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
使用不能損害拡張補償特約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能^(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粹使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限りません。</p> <p>(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】と同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。 免責金額(自己負担額)は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>
	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)	
管理財物損壊補償特約	<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>補償管理財物^(注)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)補償管理財物とは、次の⑤に規定する財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が第三者から借用中の財物(レンタル、リース等による財物を含みます。) ②被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。) ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは貸借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。)を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。) 	<p>お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】と同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。 免責金額(自己負担額)は基本契約と同額となります。</p>
	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害 	など

(2023年3月承認)A22-104708

一般賠償責任保険普通保険約款・生産物特別約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、生産物特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約の補償内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<p>海外における次の事故により、海外の購入者（使用者）等に身体障害を発生させたり、財物に損壊を与えた場合に、その被害者に対して負担しなければならない損害賠償金を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造、販売した製品、商品（以下「生産物」といいます。）が他人（お客様等）に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥等（取扱説明書の説明不備を含みます。）に起因する偶然な事故（海外で発生したもの） <p>※この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいい、製品・商品が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により、被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償対象となりません。</p>	<p>【損害賠償金】 次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害（対人）事故：治療費、慰謝料、逸失利益等 財物損壊（対物）事故：修理代等 <p>【費用保険金】</p> <p>①争訟費用 訴訟にかかる費用、弁護士報酬等解決に要した費用。なお、提起された訴訟において被保険者が賠償責任を負わない場合であっても、防禦に要する訴訟費用をお支払いいたします。</p> <p>②差押解除ボンドの費用</p> <p>③協力費用 訴訟の調査、防禦のため引受保険会社に協力するため被保険者が負担した費用で、引受保険会社が妥当と認める費用。交通費・通信費のほか、1日250ドルまでの収入補償も対象となります。</p> <p>④応急手当費用 身体障害の応急手当として被保険者が負担した費用。</p> <p>また、上記の損害賠償金および①から④の費用保険金は合計して支払限度額の範囲内で補償されます。</p>

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

- 労働者災害補償法、雇用保険法もしくは就業不能給付法またはこれに類した法律によって被保険者が課せられた賠償責任
- 被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
- 生産物またはその一部から生じた当該生産物それ自体の損壊に起因する賠償責任
- 生産物または生産物と一緒になす財物に「欠陥」があることが判明した場合、またはその疑いがある場合のリコール措置に関する賠償責任
- 契約により加重された賠償責任
- 土地、汚染物質の溢出、漏出、移動、放出または流出に関する賠償責任
- 罰金、違約金、懲罰的賠償金（懲罰的賠償金補償対象外特約）
- 原子力事故に起因する賠償責任（原子力損害免責特約）
- 地震・噴火・津波に起因する賠償責任（地震損害補償対象外特約）
- アスベスト（石綿）に起因する賠償責任（アスベスト補償対象外特約）
- 職業性疾病に起因する賠償責任（職業性疾病免責特約）
- 医療行為に起因する賠償責任（職業危険補償対象外特約）
- 航空機製品に起因する賠償責任
- 生産物の使用により、製造・生産される財物の損壊に起因する賠償責任（不良製品・加工品損害補償対象外特約）
- 戦争、暴動、反乱、革命、政権奪取等に起因する損害賠償責任

など

2. セットされる特約と補償内容

セットされる主な特約とその概要は下記のとおりです。なお、「保険金をお支払いできない主な場合」については、基本契約と同様となります。

特約名	特約の概要
クレームシリーズ特約	保険証券記載の遡及日（初年度契約始期日）以前に認識している事故は補償対象外となることを定めた特約です。
費用内控払い特約	損害賠償金と費用保険金を合算して、ご契約の支払限度額を限度とする特約です。 ※上記1. 基本契約の補償内容「お支払いする保険金の額」欄をご参照ください。

(2023年3月承認) A22-104708

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。
詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故</p> <p>(2) 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>(注1)財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2)この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用者 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 <p>上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合(共通)</p> <p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突然的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。 ・航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設外における船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 	<p>・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任</p> <p>・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。</p> <p>・LPガスの販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害賠償責任</p> <p>・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他の人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任</p> <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <p>①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正・診察・診断・療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。</p> <p>②はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。</p> <p>③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為</p> <p>④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為</p> <p>など</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
工事発注者責任補償特約	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事(以下「施設工事」といいます。)に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。</p>	-

来訪者財物損害補償特約	<p>保険期間中に発生した施設に入場した者の財物(以下「来訪者財物」といいます。)の施設内の損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)が限度となります。 免責金額(自己負担額)は3,000円です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任など
使用不能損害拡張補償特約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粹使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。 (注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粹使用不能損害など

(2023年3月承認) A22-104708

重 要 事 項 の ご 説 明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みみになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますよつわ願いします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

■保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの画面の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容を 理解いただきための事項

被保険者	補償の対象となる方をいたします。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様さまの自己負担となる金額をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

賠償責任保険 普通保険約款	+ 各種特別約款 ^(注1)	+ 賠償責任(保険追加 特約(自動セレクト))	+ 各種特約 ^(注2)
------------------	--------------------------	----------------------------	------------------------

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター
一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター

0120-721-101 (無料)

- 受付時間 平日9:00~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808

- 受付時間 平日9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

(注1)契約内容に応じて、施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。

(注2)セレクトできる主な特約については「(3)主な特約の概要」をご参照ください。

(2) 捨賞内容

契約概要 (注意喚起情報)

① 被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名が被保険者欄に記載された方)のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

② 保険金をお支払いする主な場合

他人の身体の障害、他人の財物の壊損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険金をお支払います。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③ 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

④ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任

- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が、所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用者人が、被保険者の業務に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突然的な事故によるものを除きます)
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ・直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバーアクションにより生じた事象に起因する損害(注)
- など

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いたゞくか、解決の申し立てを行っていただけます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808

- 受付時間 平日9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- 詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覗ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

(注) 特別約款・特約により、保険金をお支払いできません範囲が異なります。
※前記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

- ④お支払いする保険金
お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決決算までの遅延損害金を含みます)。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことによる代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ. 損害防止費用	対人・対物の事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をするために要した費用 要または有益であった費用
ウ. 権利保全行使費用	対人・対物の事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 要または有益な手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、治療、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
エ. 緊急措置費用	対人・対物の事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をするために要した費用 要または有益な手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、治療、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
オ. 協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ. 争訟費用	損害賠償に關する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他の費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によつて算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、力については、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いたします。

$$\text{保険金の額} = \boxed{\text{ア. 損害賠償金}} + \boxed{\text{イ. 損害防止費用}} - \boxed{\text{ウ. 権利保全行使費用}} - \boxed{\text{エ. 緊急措置費用}}$$

特約の概要

保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

注意喚起情報

(4)複数のご契約があるお客様へ

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
※複数あるご契約のうち、これららの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5)支払限度額等

お客様が実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」「保険金額」「免責金額」欄にてご確認ください。
詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年末満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にお契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。
③補償の終了
満期日の午後4時に終了します。

特約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(3)主な特約の概要

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、支払期限額、保険期間等によつて決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。お客様が実際にご契約につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

（2）保険料の払込方法

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によつては、選択できる払込方法に制限があります(注1)。また、代理店・扱者によつても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注2)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上裏方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団振での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。

(注2)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することができます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合は選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によつては利用できません。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であつても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

（3）保険料の払込猶予期間等の取扱い

上記(2)①「主な払込方法」により払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約について、は、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返り金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。
(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかつた場合や、お申出いただいた事項が事実と異なつている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできることがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。

危険に関する重要な事項

- ①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等)

注意喚起情報

- 保険契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みであつても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(フーリングオフ)を行つことがあります。
- (1) クーリングオフができる期間
ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいづれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、フーリングオフをることができます。
- (2) クーリングオフのお申出方法
上記(1)フーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、当社(後掲のあて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。

- *1ご契約を取り扱った代理店・扱者では、フーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
※2既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らない間にフーリングオフをお申出の場合は、フーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

(3) 払い込みいただいた保険料の取扱い
クーリングオフをされた場合には、既に払い込んだいたい保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および当社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。

ただし、始期日以降にクーリングオフをされた場合は、始期日(注)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を払い込みいただく場合があります。

(注) 始期日以降に保険料を払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日となります。

(4) クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- (1) 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約がセットされている保険期間が1年以内の契約を含みます)
- (2) 営業または事業のためのご契約
- (3) 法人または社団・財団等が締結したご契約
- (4) 通信販売特約に基づき申し込みされたご契約
- (5) 第三者の担保に供されているご契約

(5) ご連絡いただく事項

クーリングオフのお申出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- (1) ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の次の事項
 - ・保険種類(賠償責任保険)
 - ・領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号
- (5) ご契約を取り扱った代理店・扱者名
- (6) ご契約の取扱店名

あて先 〒150-8488
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 業務品質向上推進部 お客様の声担当 行

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- (1) 事業を廃止または譲渡した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

- (3) 「事業活動に伴つて生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例ええば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印がついている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セッテされた「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2 解約と解約遅れい金

契約概要

ご契約を解約する場合には、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(初回保険料口座振替特約)とあわせて「保険料大口分割特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することができます。なお、返還される保険料があつても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合せください。

3 無効、失效、取消について

注意喚起情報

III. 契約締結後ににおけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- 次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。
 - ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
 - ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。
 - ③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しどころがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

ますので、ご注意ください。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

保険契約に関する必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

4 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受けの審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受けの審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いざれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。
○再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しく述べ
当社の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページ(<https://www.aloinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 重大事由による解約

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合おおよび損害賠償金に対する保険金を除きます）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

5

その他ご留意いただきたいこと

1 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

注意喚起情報

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は、保険契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6 総務契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があつた場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。	
(2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。	
7 事故が起つた場合のご注意	
(1) 事故の発生	
①事故が起つた場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。 ご連絡がないと、それによって当社が被つた損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。	
②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。	
③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に係る被保険者との示談交渉、弁護士への法律相談、損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。	
(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い	
このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款、特約をご確認ください。	
(3) 保険金の支払請求時に必要な書類等	
被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち当社が求める書類をご提出していただかなければなりません。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。	
(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本など

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類

書類の例	①損害賠償事故の発生を証明する書類 ・公的機関が発行する認定證明書、事故證明書）、またはこれに代わる書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約書 ・被保険者名簿（居住者名簿等） ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
書類の例	②損害賠償の額を証明する書類 ・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書 ・図面・配置図・建物図面 ・当社所定の診断書・診療報酬明細書 ・後遺障害診断書・診断書 ・死因診断書・死体検査書 ・レントゲンなどの検査資料 ・葬儀費用明細書 ・死亡診断書・死体検査書 ・法医学検査報告書 ・その他の費用を示す書類 ・交通費・諸費用の明細書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書） ・政府労災からの支給額を示す資料 ・受領している年金額を示す資料 ・政府労災からの支給額を示す資料 など
書類の例	③その他の書類 ・運転資格を証明する書類（免許証など） ・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・権利移転書 ・先取特権に関する書類 ・死亡診断書または死体検査書 ・医師の診断書 ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行つたために必要な同意書）
書類の例	(5) 傷害（ケガ）に関する保険金請求に必要な書類 ①事故の発生を証明する書類 ・公的機関が発行する認定證明書、事故證明書またはこれに代わる書類 ②保険金支払額の算出にあたり確認する書類 ・医師の診断書 ・死亡診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書 など
書類の例	③その他の書類 ・運転資格を証明する書類（免許証など） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行つたために必要な同意書）
書類の例	(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類 ①事故の発生を証明する書類 ・公的機関が発行する認定證明書、事故證明書またはこれに代わる書類 ②保険金支払額の算出にあたり確認する書類 ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費・通院費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類（製造原価報告書、仕入伝票） ・財務諸表などの決算書類や、売上高（生産高）に関する書類 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） ・毎日通知書、毎日工程表 など
書類の例	③その他の書類 ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行つたために必要な同意書）

(4) 保険金のお支払い時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出していただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするためには必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払います。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償賞金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質・権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完工工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(保険料確定特約)や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセレクトされた方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人(保険契約者)」欄に押印をお願いします。

(1) 保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告(記入)ください、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

- ①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回るまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。
(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

- 前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が保険券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

10 集団扱のご契約について

- 団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。
- | 対象種目 | 施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険 |
|-------|--|
| 保険契約者 | (1) 集団の所属員(次のいずれかの方)
①集団に勤務する方(役員・従業員等)
③上記②に勤務する方(役員・従業員等)
④上記④に勤務する方(役員・従業員等)
(2) 集団自身 |
| 被保険者 | 保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります) |

なお、保険期間の中途で前記の条件を満たさなくなつた場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たのご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

Memo

ガス石油機器PLセンターの概要

1. 名 称 「ガス石油機器PLセンター」

2. 所 在 地 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-11（ガス石油機器会館内）

3. 組織体制 人員（相談斡旋部門） センター長、カウンセラー4名（常勤1名）

（裁定部門） 弁護士、消費者代表、学識経験者、検査機関職員
技術者等

業務（業務の範囲） 製品関連事故に係る紛争処理、製品安全や欠陥に関する
照会、相談、苦情等への対応（同PLセンターの業務は、国内の全域に及びます。）

（対象製品） ガス機器、石油機器、〈業務用厨房機器全般〉

4. 紛争処理 ①相談・斡旋の受付開始 → 1995年4月3日から

②裁定の受付開始 → 1995年7月1日から

③通常業務の受付時間 → AM10時～PM4時まで
(土、日、祭日、夏季休暇、年末年始を除く)

④フリーダイヤル → 0120-33-5500 ⑤FAX → 03-3252-6106

5. 同センターの特色

- (1) センターは消費生活アドバイザー、弁護士が担当する「相談、斡旋部門」と弁護士、学識経験者、消費者代表、技術者等が担当する「裁定部門」の2部門より構成されています。
- (2) 事故発生の場合、事故の実態、被害の状況、関係者（被害者、消防、警察、消費生活センター等）から事情聴取をした後、必要に応じて事故品を回収、調査し原因究明を行います。
- (3) 当センターの行動規範は「公正、中立、適正、迅速」とし、また、相談、斡旋、調査は無料で対応しています。

6. 事故情報の提供

PL事故に関する「相談」又は「クレーム」等の受付実績、その内容や案件処理状況等の詳細については、当工業会の月刊「厨房」誌に毎月数ページに亘り掲載しております。

団体賠償責任保険制度加入申込票 兼 保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書

一般社団法人 日本厨房工業会 御中

重要事項のご説明および申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、令和5年度 日本厨房工業会団体賠償責任保険制度に加入を申し込みます。

加入依頼日	令和5年 月 日
所在地	〒
TEL	FAX
会員社名 (被保険者名)	会員番号
貴社名(フリガナ)	代表者印
代表者名(フリガナ)	保険料確定特約の内容および注意事項を承認のうえ、保険料の確定精算を省略することに同意します。 代表者印
法人の場合、必ず代表者の役職印を押印ください。(2カ所)	
担当者名	担当者連絡TEL

ご加入手順① ご希望の制度に丸印をお願いします。

制度1	制度2	制度3	制度4
生産物賠償責任(PL)保険-a	生産物賠償責任(PL)保険-b	生産物賠償責任(PL)保険-c	請負業者賠償責任保険-a

ご加入手順② 最近の会計年度における売上高等の実績をご記入ください。

制度1(PL保険)・制度4(施設賠責)	制度2(請負業者賠責)
※年間国内総売上高 実績	※総工事売上高 実績
円	円
制度3(海外PL保険)	
※北米向輸出高 実績	※北米以外輸出高 実績
円	円

(注)円単位まで正確にご記入をお願いします。

(注)売上高実績を修正する場合は代表者印にて訂正印をお願いします。

(注)ご記入の売上高が昨年度と同額の場合は、立証資料として決算書を添付ください。

ご加入手順③ *『団体PL賠償制度のご案内』保険料計算式・加入事務手続き(P9~P12)をご参照の上、ご記入ください。

制度1a(生産物賠償責任(PL)保険)	円 ÷ 10,000 ×	+	円 =	円
制度1b(生産物賠償責任(PL)保険)	円 ÷ 10,000 ×	+	円 =	円
制度1c(生産物賠償責任(PL)保険)	円 ÷ 10,000 ×	+	円 =	円
制度2a(請負業者賠償責任保険)	円 × 0.122%		=	円
制度2b(請負業者賠償責任保険)	円 × 0.106%		=	円
制度3(海外PL保険)北米向	円 × 1.20% + 360,000円		=	円
制度3(海外PL保険)北米以外	円 × 0.24% + 120,000円		=	円
制度4(施設所有(管理)者賠償責任保険)	円 × 0.0024%		=	円

(注)保険料は、制度毎(上記表の行ごと)に1円単位を四捨五入し10円単位としてください。 合計

ご加入手順④	
保険料口座振込日	令和5年 月 日

通信欄(海外製品がある場合や除外品がある場合等具体的に記入してください。)

裏面も必ずご覧ください⇒

・支払限度額等

		支払限度額			免責金額 (自己負担額)	適用約款		
		対人	対人・対物共通					
		1名	1事故	期間中				
制度1 生産物賠償責任(PL)保険	パターンa	5億円	10億円	10億円	なし	生産物特別約款		
	パターンb	2億円	5億円	5億円				
	パターンc	1億円	2億円	2億円				
制度2 (請負業者賠償責任保険)	パターンa	2億円	5億円	設定なし		請負業者特別約款		
	パターンb	1億円	2億円	設定なし				
制度3(海外PL保険)		300万ドル				英文一般賠償責任保険普通保険約款 +生産物特別約款		
制度4(施設所有(管理)者賠償責任保険)		1億円	2億円	設定なし		施設所有(管理)者特別約款		

・保険期間

制度1, 2, 4	令和5年7月10日午後4時～令和6年7月10日午後4時
制度3	令和5年7月10日午前0時01分～令和6年7月10日午前0時01分

・追加被保険者(制度1、3のみ)

制度1	
制度3	

・同種の他の保険契約等があるとき、下欄にご記入をお願いします。

※他の保険契約等	
同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか	あり
保険会社名	保険金額・支払限度額
保険種類	満期日

・※印の項目については、ご加入時に事実を正確に申し出でていただく義務(告知義務)があります。加入依頼者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出でいただかなかつた場合やお申し出でいただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

・本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申ください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することができます。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ(<https://www.aiuinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

・この契約は一般社団法人日本厨房工業会を保険契約者とし、日本厨房工業会会員を被保険者とする生産物賠償責任保険・請負業者賠償責任保険・施設所有(管理)者賠償責任保険・海外PL保険(英文一般賠償責任普通保険約款+生産物特別約款)の団体契約です。

・制度1から4の補償内容等については、ご案内に記載のとおりです。
ご加入にあたっては「団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社